

審議会会議録

会議名称	令和3年度 第1回伊達市男女共同参画基本計画策定検討会議		
議 題	議事 ・計画策定の趣旨について ・第3次伊達市男女共同参画基本計画（素案）について ・今後のスケジュールについて		
開催日時	令和3年12月21日（火）		
場 所	伊達市市民活動センター交流室1・2		
出席委員	尾上 明美 委員、笹山 陽子 委員、塩谷 恭子 委員、四戸 幸穂 委員、高橋 功次 委員、永井 啓一郎 委員、萩野 泰史 委員、羽根 秀哉 委員、山口 潤 委員（計9名）		
	所管部課名	企画財政部企画財政課	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者人数	0名
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
<p>【審議会の概要】</p> <p>1. 開会（事務局：企画財政課長）</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. あいさつ（企画財政部長）</p> <p>4. 委員及び事務局自己紹介</p> <p>5. 会長及び副会長の選出 会長に萩野委員、副会長に四戸委員を選任 【以降、会長による議事進行】</p> <p>6. 議事</p> <p>(1) 計画策定の趣旨について</p> <p>(2) 第3次伊達市男女共同参画基本計画（素案）について</p> <p>(3) 今後のスケジュールについて 資料に基づき事務局から一括して説明</p> <p>【質疑・意見交換】</p> <p><input type="checkbox"/> 委員 素案10ページに「⑤労働関係法令などの周知」とあり、具体的な取組に「『労働ガイドブック』を活用した労働に関する知識の普及とあるが、具体的にイメージされている周知の方法はあるのか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 事務局 実際にその取組を担っている部署ではないので、詳細まではここでお答えすることができないが、市役所庁舎の窓口に設置等を行い、周知を図っている。</p>			

□委員

若年層に向けた、特に働いたことない方に労働関係法令を周知するのは非常に重要なことだと感じる。例えば、育休制度の知識があるかないかではだいぶ違ってくる。学校教育機関などへの配付など若年層への周知は必要だと思う。

□委員

大学生や働き出してからの方ではなく、もっと小さい頃、小学生の頃から男女共同の意識づくりが重要であると感じる。前回のアンケートと比較すると男女に関する考え方も変化してきている。小学生の頃ぐらいから自然と男女共同に関する意識が身につけばいいと思う。委員に学校の先生がいらっしゃるが現状はどうなのかぜひ教えていただきたい。

□委員

教職員として学校の現状について述べさせていただくと、男女共同に関する意識づくりを強く推進していこうとしている。市内の学校では、男女混合名簿、運動会での男女混合グループ編成といった取組を進めているほか人権教育や性の指導も推進している。昔に比べると「男だから」「女だから」といった意識は薄れてきている印象を受ける。

□委員

幼児教育の分野からも、生まれた時から男女分け隔てなく協力し合って生きていくという世界を作るのがこれからの時代は大事になってくる。男女共同という考えは、世界から見ると日本は遅れているが、海外の考え方・感覚を取り入れる、視野を広げるということを考えていくべきと思う。育児休業の例をみると、日本人は働き方の一種と考えているが、海外の方は、権利と考えている。育児休業を取り、働きながら子育てもしっかりやっていくという意識があり、日本と違う部分なのかと思う。

□委員

取組例に記載されている具体的な取組が、なぜ男女共同参画に関連しているのかわかりにくいものがある。例えば、素案10ページ⑥に記載されている「労働実態調査」を実施することで、男女共同参画に関する意識の啓発にどのようなつながっていくのかわかりにくい。

◆会長

例で挙げられている労働実態調査など、調査結果をどのように市民の方へフィードバックしているか事務局で把握しているか。

●事務局

労働実態調査がどのようなフィードバックを行っているのか所管部署ではないので、今すぐお答えはできないが、次回の会議等までに確認したい。

□委員

男女共同というものは、今の時代、関心が高いキーワードの一つであるが、計画の期間が10年間というのはどうなのかと思う。また、男女共同というテーマは、ユース世代では関心が高い。実際にやってほしいというわけではないが、例えばパブリックコメントの募集をする際には、ユース世代からより意見が集まるような工夫をしてもいいのではないかな。

□委員

自分自身今まであまり興味が持てていなかった部分もあるが、素案9ページの「男性の育児参画に係る意識啓発」の具体的な取組についてやっていること自体、認識していなかった。周知を工夫した方がいいのではないかな。また、アンケート結果でも女性の家事負担が大きくなっているが、市で男性の家事に関するサポートを行う事業などがあれば、男性の家事参加の意識の高まりにつながるのではと感じるので、そういったことも考えていただければと思う。

□委員

パブリックコメントで募集したものをどの程度この計画に反映するのか気になる。素案での基本的な考え方と全く違う考えの意見が出てきた場合どのようなになるのか。

◆会長

パブリックコメントの募集はどのように行うのか。出てきた意見はこの会議でも確認すること

はできるのか。

●事務局

計画の素案を資料として提示し、それに対する意見や質疑を募集する形で行う。出てきた意見については、もちろん市側でも計画に反映するかどうか検討するが、本会議にも確認、検討していただく。

◆会長

気になる部分として、素案5ページの【基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり】となっているが、文面を読むと女性に的を絞りすぎている内容になっている。特に2行目は、「家庭生活や地域社会、働く場などのあらゆる分野における女性の活躍は、これまで以上に不可欠なものと言えます。」と記載があるが、家庭生活などでは女性はこれまでも十分に活躍してきていると思う。「男性だから～、女性だから～という部分の垣根をなくすことで、男女ともにいろんな形で社会に参画できる」といったような記載の方がいいのではないかと。

また、6行目以降も女性に対してのみ言及されている文面になってしまっている。男女共同参画という視点からこの記載は、こういった形で受け取られてしまうのかという不安がある。

他の委員も仰っていたが、計画期間が10年間というのは、この2、3で急激に社会的な意識が変化していっている中で多少疑問もある。

□委員

計画が適正に推進されているかのチェックというのは、別組織の「伊達市男女共同参画推進市民会議」で行うという理解でいいのか。

◆会長

当該会議の会長も務めているが、当該会議は、基本計画に登載されているものが適正に行われているかなどをチェックする役割も有している。その中で、計画に記載されている基本目標に基づいて、時代の変化、社会意識の変化に合わせて、具体的な取組を提示することであったり、色々な意見をすることはできるかと思う。

□委員

現在は、児童生徒が授業などでタブレットを使うなど、どんどん生活のあり方が変化してきていたり、意識もアップデートされてきていると感じる。世界全体ではSDGsを進めていこうという動きがある。伊達市としてもせつかく計画を作るのであれば、計画のこの部分がSDGsと関連しているといった記載があれば、市民の皆さんが自ら関わっていこうという意識が生まれるのでは。

◆会長

本日皆さまから頂いた意見を大枠で取りまとめると、基本計画を含め、実際の取組の周知の方法は非常に重要であるということ。計画としてのスパンが10年間で妥当なのかということの2点が挙げられる。この2点をどのようにして計画に反映させるのかということをお次回以降の会議でも引き続き検討していければと思う。

他にないようであれば、本日は以上で会議を終了します。ありがとうございました。

第1回 第3次男女共同参画基本計画策定検討会議資料

(1) 計画策定の趣旨について

国では、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

本市では、この「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成16年度に「伊達市男女共同参画基本計画」、平成23年度に「第2次伊達市男女共同参画基本計画（以下「第2次計画」）」を策定し、各計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

第2次計画が令和3年3月に10年間の計画期間が終了するに当たり、国や北海道の計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ、「第3次伊達市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

○男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

（中略）

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

◆市民意見の把握について

別紙の「伊達市男女共同参画基本計画策定検討会議設置要綱」のとおり、広く市民からの意見を基本計画に反映させることを目的として、本会議を設置しています。

また、前回や前々回の計画策定時にも実施した市民アンケート調査を本年も実施し、市民意見や本市の現状について把握に努めています。なお、市民アンケート調査の調査項目については、過去から現在までどのように市民意識が変化してきたのかを比較するため、過去アンケート調査と同内容を基本といたしました。

(2) 第3次計画（素案）について

別紙参照

「第3次伊達市男女共同参画基本計画（素案）」

(3) 今後のスケジュールについて

- ・ 12月21日（火） 第1回伊達市男女共同参画基本計画策定検討会議
（素案に対する意見交換等）

- ・ 12月22日
～ 1月14日 ※修正状況等必要に応じ、検討会議を実施（書面開催も検討）

- ・ 1月17日（月）
～ 2月15日（火） 市民意見の公募（パブリックコメント）の実施

- ・ 2月16日
～ 3月上旬 伊達市男女共同参画基本計画策定検討会議
※意見の提出状況等必要に応じ、複数回の会議を開催

- ・ 3月下旬 第3次計画完成

第3次伊達市男女共同参画基本計画（素案）

目 次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

第2章 伊達市における男女共同参画社会に関する現状と課題

1 男女共同参画に対する認識.....	2
2 人口減少と少子高齢化.....	3

第3章 計画の概要

1 基本理念	5
2 基本目標	5
3 計画の体系	6

第4章 計画の内容

1 基本目標1 男女共同参画の実現をめざす意識づくり	7
2 基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり	9
3 基本目標3 安心して暮らせる社会の実現	12

第5章 計画の推進

1 連携と協働による計画の推進に向けて.....	14
2 計画の進捗管理	14

第6章 資料編

市民意識アンケート調査結果概要.....	15
----------------------	----

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

すべての人が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢社会における重要な課題であり、持続可能な活力のある社会としていく上で、必要不可欠なものであることから社会全体で取り組む重要課題となっています。

本市においては、平成16年に「伊達市男女共同参画基本計画」を策定して以降、様々な取組を推進してきました。平成24年には、人々の価値観やライフスタイルの多様化に合わせ、「第2次伊達市男女共同参画基本計画」を策定しました。

第2次計画が、令和3年度をもって計画の終期を迎えることから、国の第5次男女共同参画基本計画や北海道の計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ、これからの10年間を見据えた「第3次伊達市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画
(該当部分：基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり)
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画
(該当部分：基本目標3 安心して暮らせる社会の実現)
- (4) 市の総合計画を推進していくための個別計画

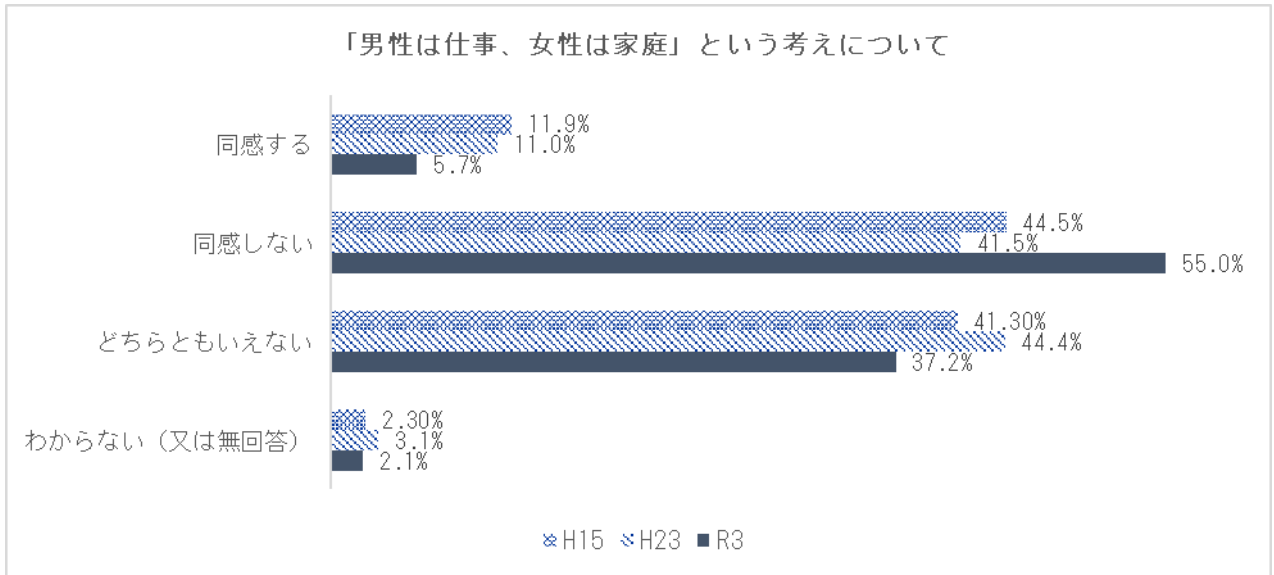
3 計画の期間

令和4年度から令和13年度の10年間とします。なお、国内外の経済、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

第2章 伊達市における男女共同参画社会に関する現状と課題

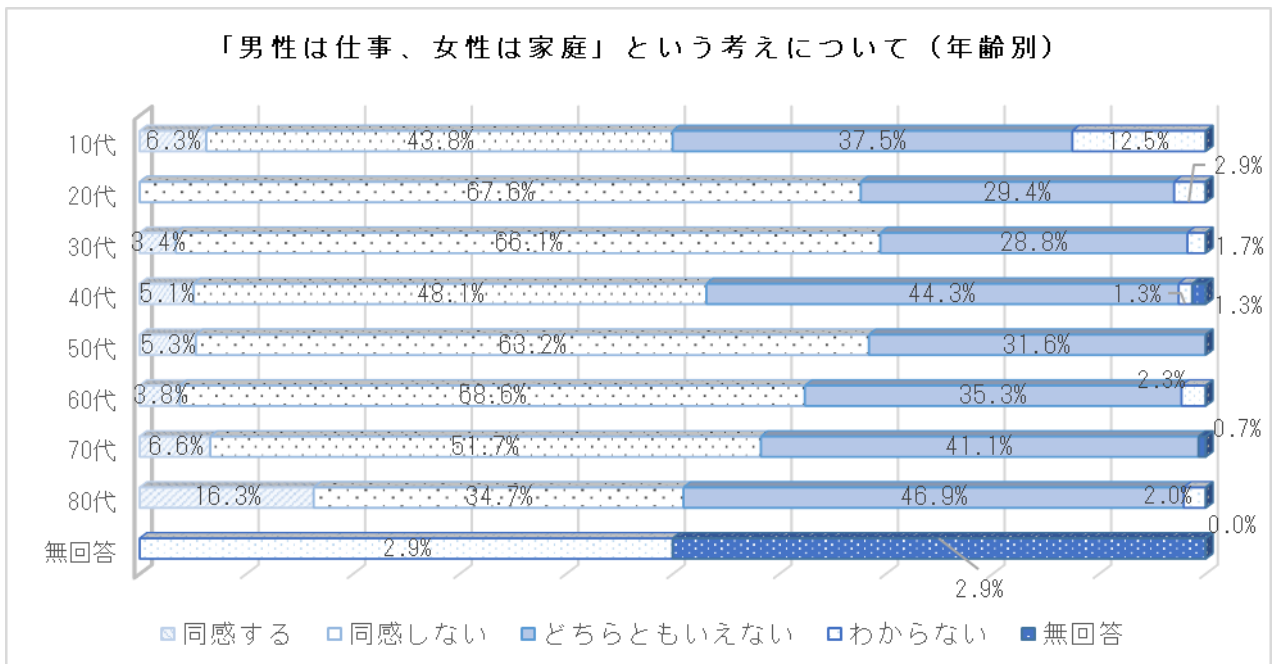
1 男女共同参画に対する認識

令和3年度に実施した市民意識アンケートによると「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」と回答した人の割合は5.7%、「同感しない」は55.0%、また「どちらともいえない」は37.2%となっています。過去2回の調査に比べ「同感しない」と回答した割合は増えており、女性が働くことに対する意識に変化が見られます。



※資料出所：令和3年度・平成23年度・平成15年度「市民意識アンケート調査」

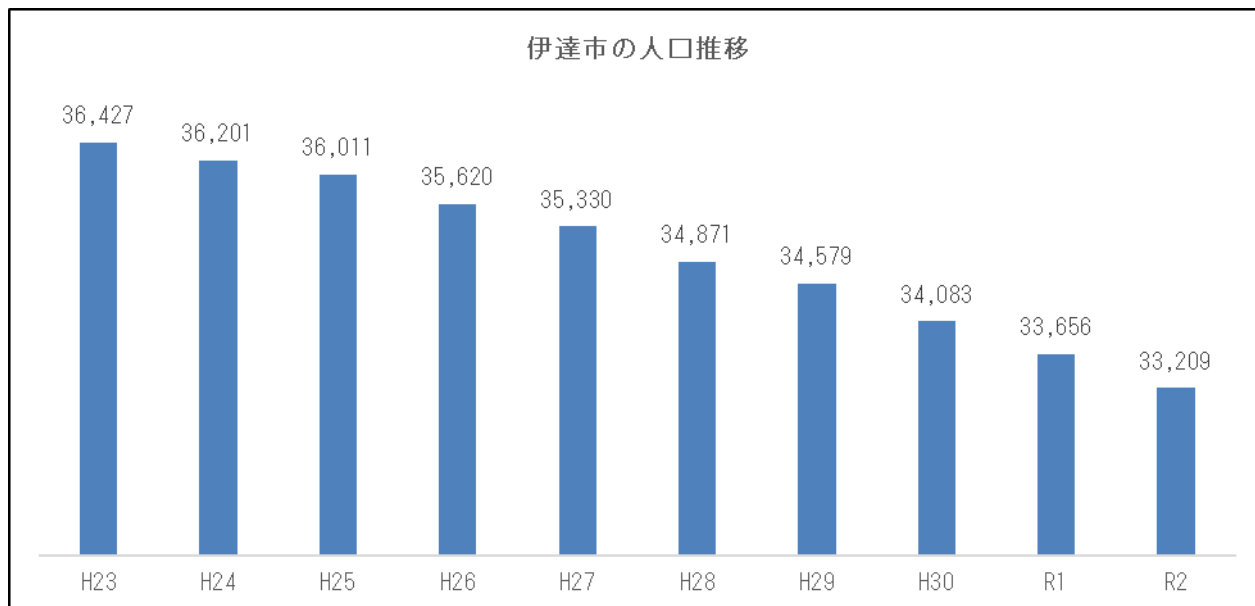
なお、「同感する」と回答した割合は20代から年代が上がるにつれ増加傾向にあります。このように若年層では比較的、固定的な性別役割分担意識は低いものの、年代を追うごとに高くなる傾向があることから、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。



※資料出所：令和3年度「市民意識アンケート調査」

2 人口減少と少子高齢化

人口減少と少子高齢化は、全国的な問題となっておりますが、本市の人口も年々減少傾向にあり、前回の第2次計画が策定された平成23年度の36,427人から3,520人の減（令和3年11月末時点）となっております。

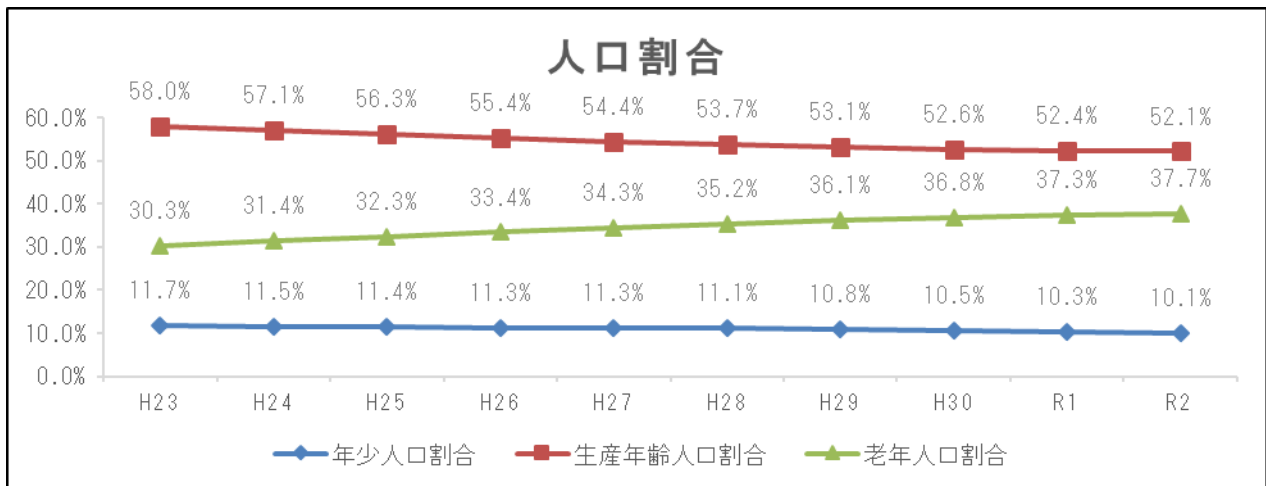


※資料出所：平成23年度～令和2年度「住民基本台帳」

伊達市の人口（令和3年11月末時点）

年齢	男性 (人数・構成比)		女性 (人数・構成比)		合計 (人数・構成比)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0～9歳	1,005	6.58%	962	5.46%	1,967	5.98%
10～19歳	1,386	9.07%	1,302	7.39%	2,688	8.17%
20～29歳	1,149	7.52%	1,127	6.39%	2,276	6.92%
30～39歳	1,381	9.04%	1,349	7.65%	2,730	8.30%
40～49歳	2,159	14.13%	2,211	12.54%	4,370	13.28%
50～59歳	1,992	13.04%	2,241	12.71%	4,233	12.86%
60～69歳	2,200	14.40%	2,540	14.41%	4,740	14.40%
70～79歳	2,406	15.75%	3,063	17.38%	5,469	16.62%
80～89歳	1,331	8.71%	2,109	11.96%	3,440	10.45%
90～99歳	266	1.74%	694	3.94%	960	2.92%
100歳以上	5	0.03%	29	0.16%	34	0.10%
合計	15,280	100%	17,627	100%	32,907	100%

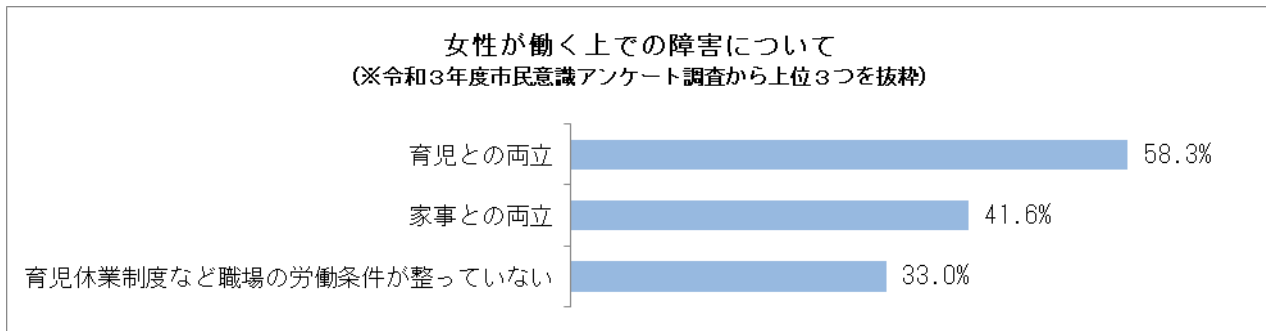
※資料出所：令和3年度「住民基本台帳」



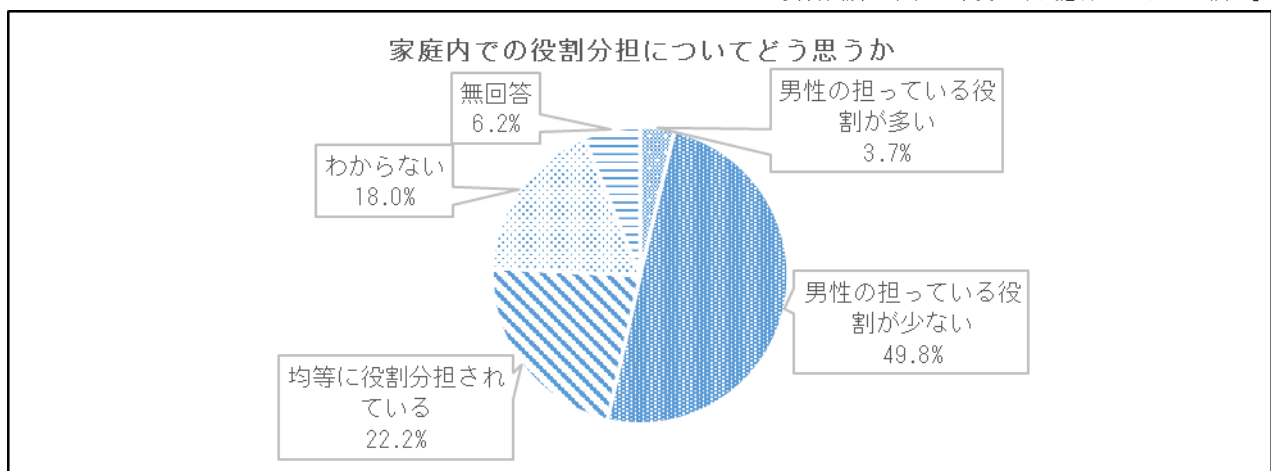
※資料出所：平成23年度～令和2年度「住民基本台帳」

人口減少とともに生産年齢人口の割合も減少しており、労働力人口も減っていく中で、価値観及びライフスタイルの多様化や第2次計画での取組により、女性の活躍の場は広がりましたが、依然として家事・育児・介護等の家庭的責任の多くを女性が担っており、意欲ある女性が継続して働き続け、能力を発揮することができる雇用環境の整備とともに、男女がともに家事・育児・介護等の家庭生活や仕事の両立が出来るような環境づくりも必要です。

また、65歳以上の老年人口の割合も、平成23年度の30.3%から増加しており、高齢化が進んでいることがわかります。今後も、長寿化と相まって高齢化率の上昇が見込まれ、保健・医療・介護・福祉に係る負担増が予想されるため、健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことのできる環境づくりが求められます。



※資料出所：令和3年度「市民意識アンケート調査」



※資料出所：令和3年度「市民意識アンケート調査」

第3章 計画の概要

1 基本理念

本市では、あらゆる人が仕事、家庭、地域社会などあらゆる分野で、認め合い、責任を分かち合う豊かで安心できる男女共同参画社会の実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

2 基本目標

【基本目標1 男女共同参画の実現をめざす意識づくり】

男女共同参画社会の形成のためには、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を取り除き、すべての人があらゆる分野で性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが必要であることから、学校教育や生涯教育など様々な機会を通じた意識啓発や学習機会の充実に引き続き取り組んでいく必要があります。

【基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり】

人口減少社会を迎え、老年人口の増加、生産年齢人口の減少など、我が国の社会構造が大きく変化しています。この中で、家庭生活や地域社会、働く場などのあらゆる分野における女性の活躍は、これまで以上に不可欠なものと言えます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、男女がそれぞれの能力を発揮し、仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、女性が政策、方針決定の場に参画できることや、結婚、出産などのライフステージに応じた働き方を選択できることなど、働く場における女性の活躍を推進します。

また、協働のまちづくりに向けて審議会等にも女性が参画しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

【基本目標3 安心して暮らせる社会の実現】

男女が互いの身体の特徴を理解しながら心身ともに健康でいきいきと生活していくことが、男女共同参画社会を実現するために重要なことです。

ライフステージを通じて必要な知識や情報を提供し、健康維持のための適切な指導や医療サービスを受けられる環境の充実など継続して支援を図ります。

また、DVや性犯罪などは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも決して許されるものではありません。暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保を図ります。

3 計画の体系

あらゆる人が仕事、家庭、地域社会などあらゆる分野で、認め合い、責任を分かち合う豊かで安心できる「男女共同参画社会」の実現

男女共同参画の実現をめざす意識づくり

学校等における男女平等教育の推進

男女平等観に立った学校運営・行事の促進

人権・性教育の充実

家庭的責任の理解、職業観教育の充実

教職員研修の充実

生涯を通じた意識の啓発・人材の育成

男女共同参画に関する意識啓発・情報の収集と提供

女性リーダー・人材の育成

男女がともに活躍できる環境づくり

働く場における男女共同の環境づくり

仕事と子育ての両立のための基盤整備

子育てに関する一貫した支援・相談体制の充実

男性の育児参画に係る意識啓発

育児負担を軽減するための情報提供

労働関係法令などの周知

調査研究

起業に向けた情報の提供及び支援

すべての人が参画できる地域社会づくり

女性団体の活動支援

市民活動に関する情報提供

審議会等委員登用における配慮

安心して暮らせる社会の実現

生涯にわたる健康づくりの推進

健康教育・相談指導の充実

女性に対する検診の充実

介護予防事業の推進

介護の社会化についての意識啓発・学習機会の提供

あらゆる暴力の根絶

DV防止のための意識啓発

被害者の保護・援助活動の充実

第4章 計画の内容

【基本目標1 男女共同参画の実現をめざす意識づくり】

基本施策1 学校等における男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画社会についての正しい理解や人権・性の尊重、自立の意識を持つことが大切です。

学校は、家庭や地域とともに、子どもの価値観や社会的規範など人格形成に大きな役割を果たしています。次代を担う児童生徒に対し、教育全体を通じ、男女平等意識の高揚や相互の協力、理解についての充実を図ることが重要です。

○具体的な取組

①男女平等観に立った学校運営・行事の促進【学校教育課】

固定的な性別役割分担意識を取り除き、男女平等意識を学校教育において形成するため、男女平等観に立った学校運営や行事の運営に努めます。

【取組例】

- ・各種行事や活動等における男女混合によるグループ編成
- ・その他学校教育運営や教育活動における配慮

②人権・性教育の充実【学校教育課】

自分の身体、生命を大事にし、男女が互いの人格を尊重し合う意識を育むため、発達段階に応じた性教育や保健指導、人権教育を促進します。

【取組例】

- ・保健体育や道徳の授業等における性教育や人権教育の指導の実施
- ・性の講話会の実施
- ・児童生徒へのアンケートや調査を通じた実態の把握・人権教室の実施

③家庭的責任の理解、職業観教育の充実【学校教育課】

異年齢児との交流、育児における家庭的責任の理解、職業観教育の充実を目的に、児童生徒の体験学習を促進します。

【取組例】

- ・市内の幼稚園や保育所との交流
- ・全校の縦割り班活動による異学年との交流
- ・職場訪問、職業体験、職場調べの実施

④教職員研修の充実【学校教育課】

男女平等の視点に立った指導の充実が図られるよう、教職員等の研修機会の充実に努めます。

基本施策2 生涯を通じた意識の啓発・人材の育成

男女共同参画社会の形成には、生涯を通じた意識の醸成が必要であり、様々な機会を通じた意識啓発や学習機会の充実に継続して取り組むことが重要です。市民意識調査によると「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感しない」と回答した人の割合は過去の調査と比較して上昇しているものの依然として低い状況であり、こうした固定的な性別役割分担意識の解消に向け、効果的に啓発を行っていくことが重要です。

○具体的な取組

①男女共同参画に関する意識啓発・情報の収集と提供【生涯学習課・健康推進課】

家事・育児・介護などの家庭的責任を男女がともに担い合うという意識の醸成とともに、男女がともに社会活動に参加するという意識の浸透を図ります。

【取組例】

- ・男女共同参画週間（6月23日～29日までの1週間）や国際女性デー（3月8日）などの機会を通じた啓発事業の実施
- ・北海道立女性プラザ主催「女性プラザ祭」への参加
- ・男女共同参画社会づくり推進事業（講座・講演会）の実施
- ・男性栄養教室の実施

②女性リーダー・人材の育成【生涯学習課・総務課】

広い視野と創造性豊かな人材の育成、社会意識の向上を図ります。

【取組例】

- ・胆振女性リーダー養成研修
- ・自治会女性役員・会員視察研修会

【基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり】

基本施策1 働く場における男女共同の環境づくり

就業は、生計を維持し、経済的な基盤を形成するためであることはもちろん、人々の自己実現や生きがいにつながるものであり、働きたいと希望する人が性別にかかわらず結婚や出産のライフイベントにおいて、多様な働き方を選択できるように環境を整備していくことに加え、関係法令の周知や啓発、企業の支援など継続した取組が必要です。

○具体的な取組

①仕事と子育ての両立のための基盤整備【生涯学習課・子育て支援課】

保護者の就業形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育サービスなどの充実に努めます。

【取組例】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
- ・休日保育・延長保育・病児保育・乳幼児保育・障がい児保育・一時預かり保育・特定保育等の実施
- ・児童館の充実

②子育てに関する一貫した支援・相談体制の充実【子育て支援課・健康推進課】

妊娠期から育児期まで、一貫したきめ細やかな助言・指導が図られるよう関係機関との連携により、子育て家庭の支援に努めます。

【取組例】

- ・母子手帳交付、健康・栄養相談
- ・産後ケア事業の実施
- ・健診（乳児・1歳6か月・3歳児）事業の実施
- ・相談（1歳児・2歳児・5歳児）事業の実施
- ・子育て支援センター事業の推進
- ・家庭児童相談事業の実施

③男性の育児参画に係る意識啓発【子育て支援課・健康推進課】

育児を男女がともに担い合うという意識の醸成に努めます。

【取組例】

- ・家族でマタニティ教室の実施
- ・親子交流事業（えがお遊園地・えがお運動会）

④育児負担を軽減するための情報提供【子育て支援課・健康推進課】

育児負担を軽減するため、各種サービスや地域に密着した情報などについて、さまざまな機会を通じ、きめ細かな情報の提供に努めます。

⑤労働関係法令などの周知【商工観光課】

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」をはじめ、仕事と家庭の両立支援制度などの趣旨の理解・浸透を図るため、周知に努めます。

【取組例】

- ・「労働ガイドブック」などを活用した労働に関する知識の普及

⑥調査研究【商工観光課】

企業における労働実態を把握し、雇用環境の改善に向け活用するとともに、調査を通じて、男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

【取組例】

- ・労働実態調査（隔年）の実施

⑦起業に向けた情報の提供及び支援【商工観光課】

関係機関との連携を図りながら、起業に関する情報や学習機会の提供に努めるとともに、起業の支援に努めます。

【取組例】

- ・地域貢献型チャレンジショップ支援事業補助金

基本施策2 すべての人が参画できる地域社会づくり

地域は家庭とともに人々にとって身近な暮らしの場ですが、人口減少や少子高齢化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化などから地域での人々の結びつきやつながりが希薄化してきています。こうした中で豊かさを感じられるまちづくりを進めていくためには、男女を問わず、様々な人が主体的にかかわっていただき力を発揮できる環境づくりが重要です。

まちづくりを進めていくうえで必要な市民参画では、審議会等では男性の割合が高い状況にあります。女性としての視点、経験や知識がまちづくりには欠かせないものであることから、審議会等へ女性が参画しやすい環境整備を図る必要があります。

○具体的な取組

①女性団体の活動支援【生涯学習課】

市内で活動する女性団体についての情報を収集するとともに、団体間の交流や学習についての支援を行います。

②市民活動に関する情報提供【企画財政課】

男性も女性も趣味・し好に合った市民活動に参加できるよう市内で活動する各種サークル、ボランティアなどの情報について広く周知し、市民活動・社会参加を促進します。

③審議会等委員登用における配慮及び登用状況の公表【関係各課】

審議会委員への女性参画を拡大するため、委員選考の際には男女の比率等に配慮し、多様な人材によるまちづくりを目指します。

【基本目標3 安心して暮らせる社会の実現】

基本施策1 生涯にわたる健康づくりの推進

男女が身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提と言えます。

男女がともに健康で心豊かな生活を営むためには、生涯にわたり男女が自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりが必要です。特に、女性は妊娠、出産を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。ライフステージを通じて、必要な知識や情報を提供し、健康維持のための適切な指導や医療サービスを受けられる環境の整備が求められています。

○具体的な取組

①健康教育・相談指導の充実【健康推進課】

ライフサイクルを通じて、主体的に健康を維持管理し、増進していけるように健康教育や相談指導の充実に努めます。

【取組例】

- ・「伊達市健康づくりサポーター」事業の実施
- ・食生活改善推進員養成講座（隔年）
- ・地区栄養教室

②女性に対する検診の充実【健康推進課】

子宮がん、乳がんの早期発見・早期治療のため、検診を実施するとともに、対象者への個別勧奨により、受診率の向上に努めます。

【取組例】

- ・がん（子宮がん・乳がん）検診の実施

③介護予防事業の推進【高齢福祉課】

介護保険の要介護認定において自立と判定された高齢者や特定及び一般高齢者を対象に、自立した生活を維持できるよう介護予防推進事業の充実に努めます。

【取組例】

- ・一般介護予防事業・介護予防教室の実施
- ・生活管理指導短期宿泊事業
- ・介護予防グループ活動支援事業
- ・アクティビティ（音楽活動）事業
- ・伊達はつらつ元気塾

④介護の社会化についての意識啓発・学習機会の提供【高齢福祉課】

住み慣れた地域や家庭などで、安心して自立した生活が送れるよう介護保険制度や障がい福祉サービスの趣旨、地域の協力・理解についての浸透を図ります。

また、高齢者や障がい者の介護という家庭的責任を男女がともに担い合うという意識の醸成や技術の習得に向けた学習機会の提供に努めます。

【取組例】

- ・家族介護教室
- ・認知症介護者の集い「つくしんぼう」
- ・認知症カフェ
- ・「伊達市地域包括支援センター」や「伊達市障がい者総合支援センター「相談室あい」と連携した各サービスの情報提供及び普及啓発

基本施策2 あらゆる暴力の根絶

DVをはじめ暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があります、特に若年層に向けた啓発を進める必要があります。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに、被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるなど、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

○具体的な取組

①DV防止のための意識啓発【子育て支援課】

DVは重大な人権侵害であることについての認識の浸透を図るため、関係法律の周知や啓発に努めます。

②被害者の保護・援助活動の充実【子育て支援課・健康推進課】

被害者からの相談に対し、適切かつ迅速に対応するため、警察や地域との連携を密にするとともに、相談員の研修の充実に努め、資質の向上を図ります。

【取組例】

- ・電話相談、乳児健診などを通じた相談体制や連携体制の強化
- ・窓口でのDV相談などに関するカードや小冊子の配付

第5章 計画の推進

1 連携と協働による計画の推進に向けて

市は、男女共同参画社会の実現に向けて、広く市民をはじめ、関係機関や団体、企業への理解を求めるとともに、関係機関等と連携し、本計画に掲げる施策の着実な推進を図り、その他必要な措置を講じていきます。

また、本計画の推進に当たって、国や北海道と関連する施策については、連携・協力を努めるとともに、必要に応じて法令や諸制度に関する情報の収集及び充実について働きかけていきます。

2 計画の進捗管理

この計画の進捗管理に当たっては、掲げる施策を効果的に推進するため、市の男女共同参画の現状や問題点について把握に努めるなど定期的な実施点検を行います。

また、男女共同参画の推進状況や関連して講じた施策の実施状況の公表に当たっては、より市民に理解されるよう内容の改善・充実を図ります。

第6章 資料編

市民意識アンケート調査結果概要

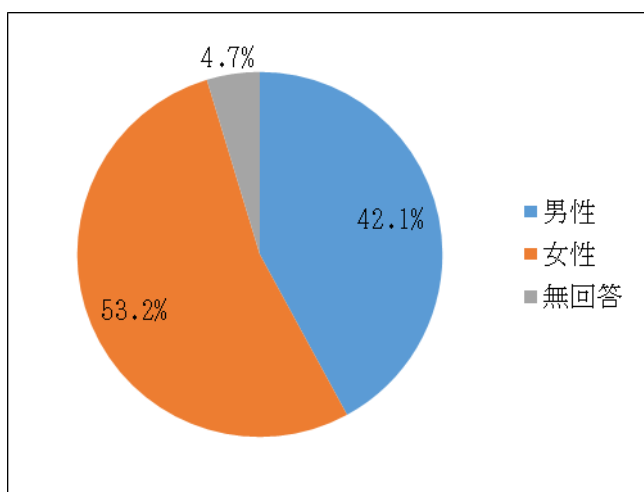
本市における男女共同参画に関する意識の変化や現状と課題を把握するため、令和3年7月から8月にかけて、アンケート調査を実施しました。

調査項目は、平成15年及び平成23年に実施したアンケート結果との比較のため、同様の質問内容を基本としました。

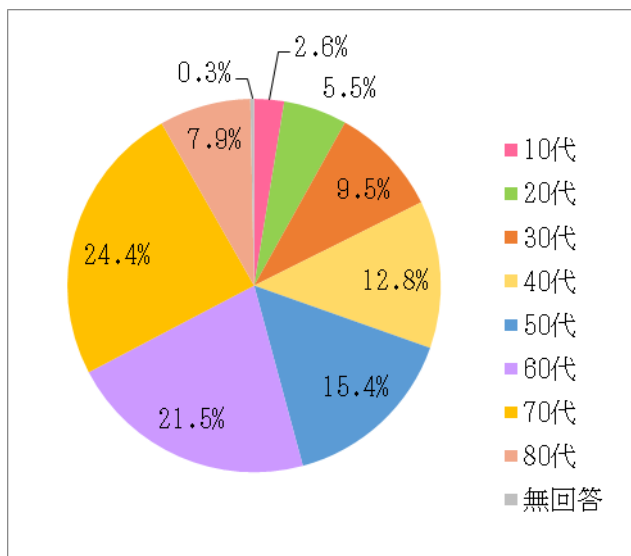
調査票を住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民1,800人に送付し、618件を回収、回収率は34.3%でした。男女別の回収率は、男性が260件で31.0%、女性が329件で34.2%となっています。また、性別無回答は29件でした。

1 回答者の属性

(1) 性別



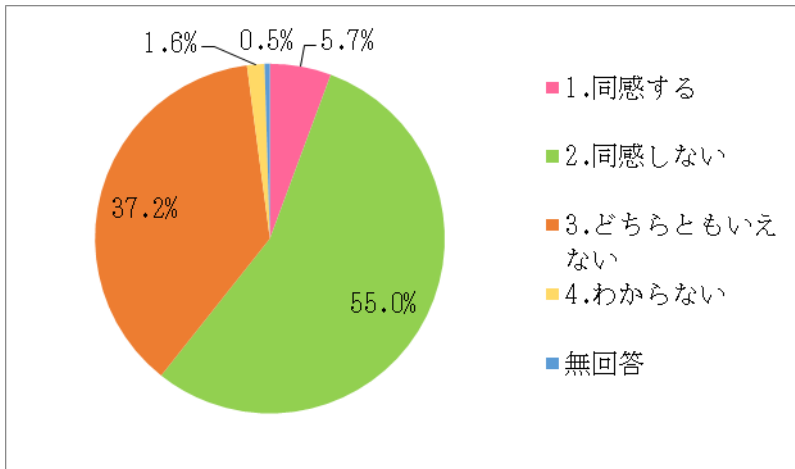
(2) 年齢



2 調査結果

(1) 男女の役割について

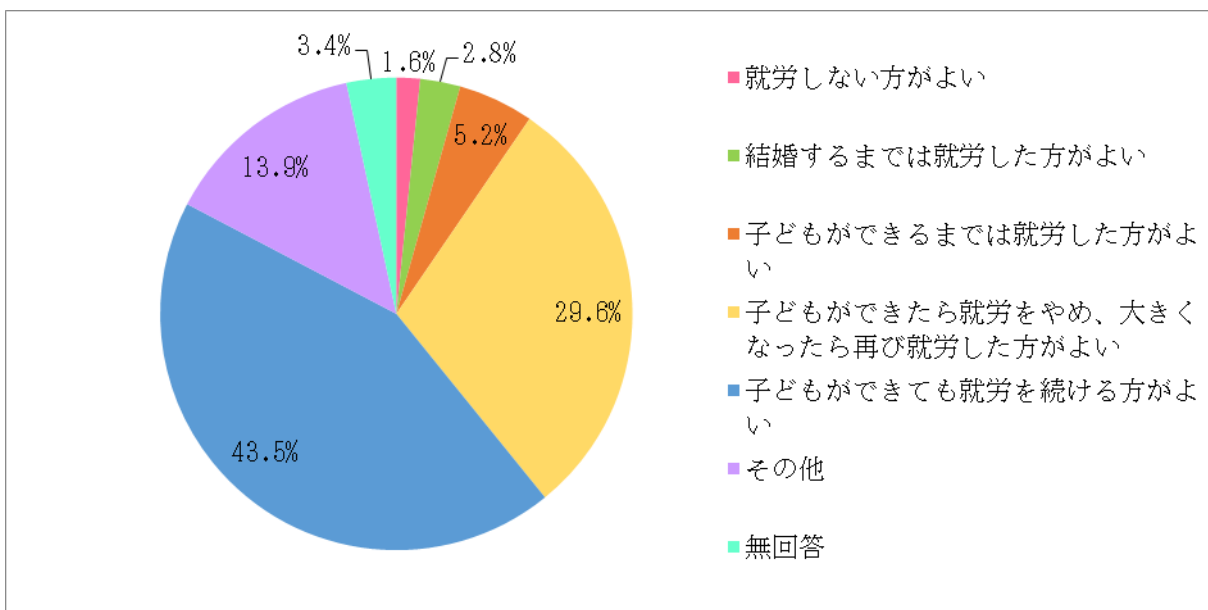
「男性は仕事、女性は家庭」という考えをどう思うか、という質問について、「同感する」と回答した人は前回調査の11.0%から大きく減り、5.7%に、「同感しない」と回答した人は前回調査の41.5%から増えて全体の半数以上になりました。



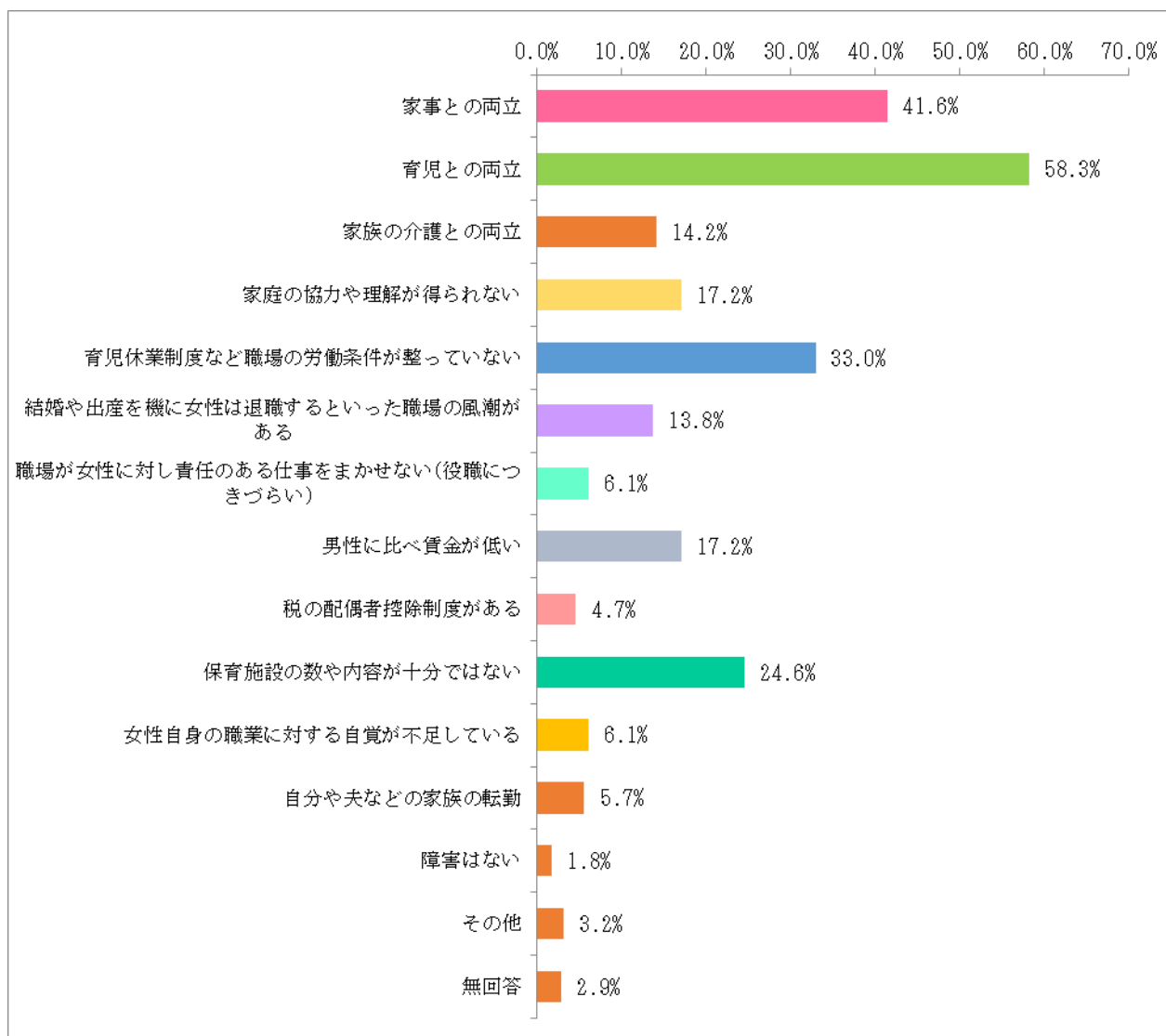
(2) 女性の働き方について

① 女性が就労することについて

女性が就労することについては、「子どもができて就労を続ける方がよい」と「子どもができたらか就労をやめ、大きくなったら再び就労した方がよい」が合わせて7割を超える結果になり、女性の就労に関し肯定的な意見が多いことが分かります。一方で、「各家庭の状況で異なる」、「各家庭に合った自由な選択をできるような環境・社会になったら良い」などの意見もありました。



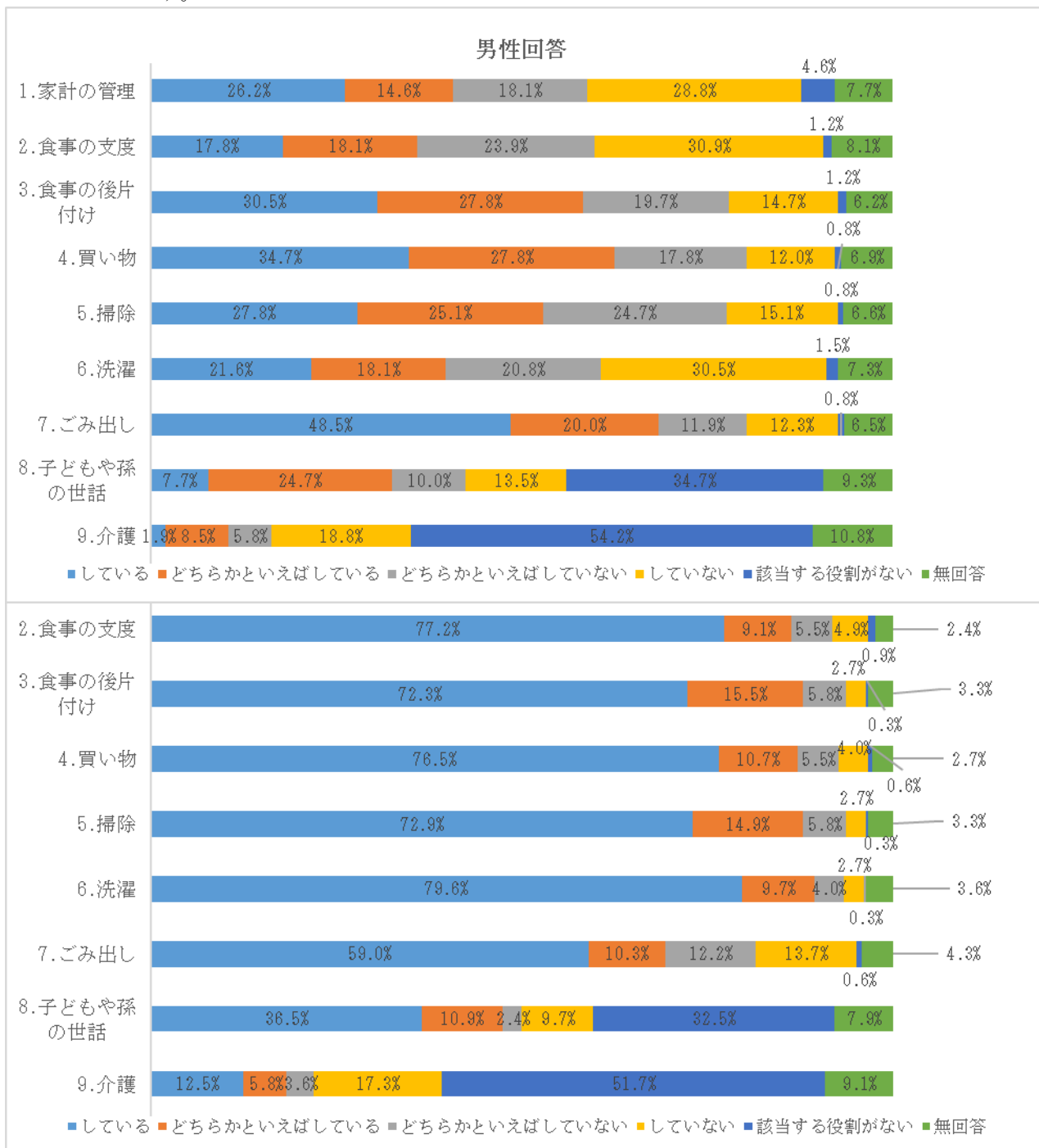
- ② 女性が働く上で、特に大きな障害となっているものについて
「育児」や「家事」との回答が多く、そのほかには「労働条件が整っていない」や「保育施設が十分ではない」も多くありました。



(3) 家庭生活について

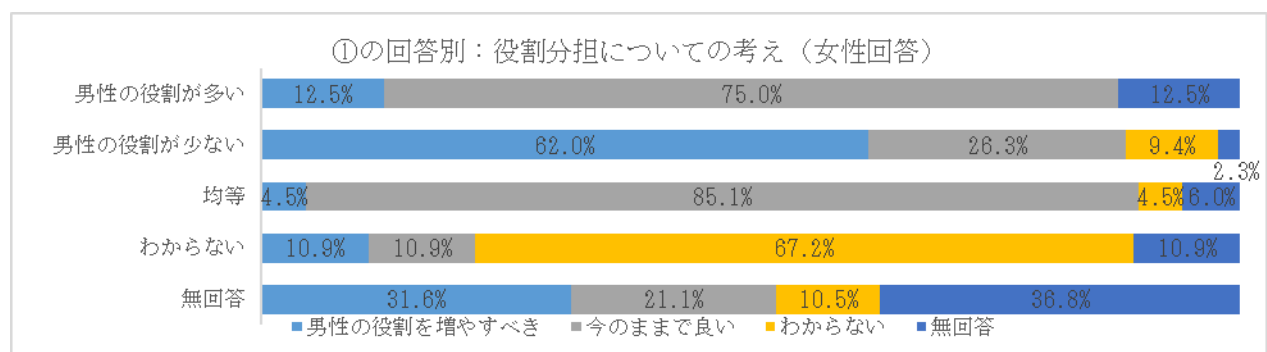
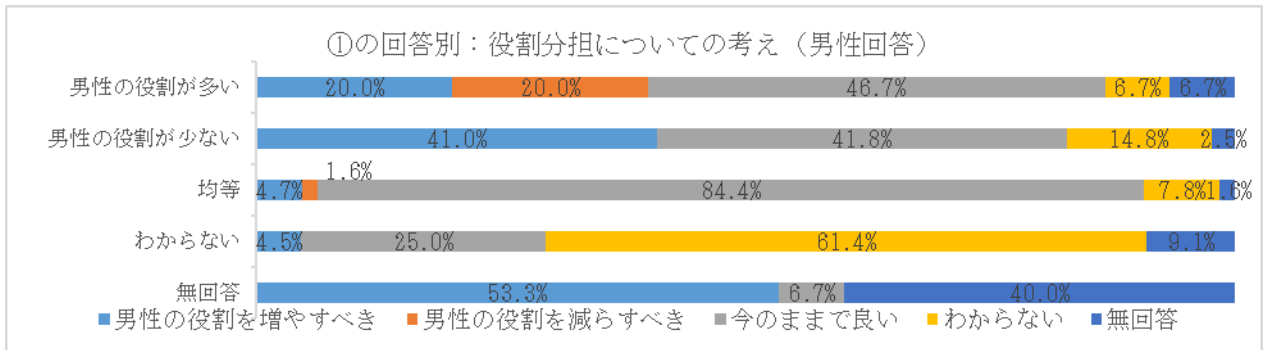
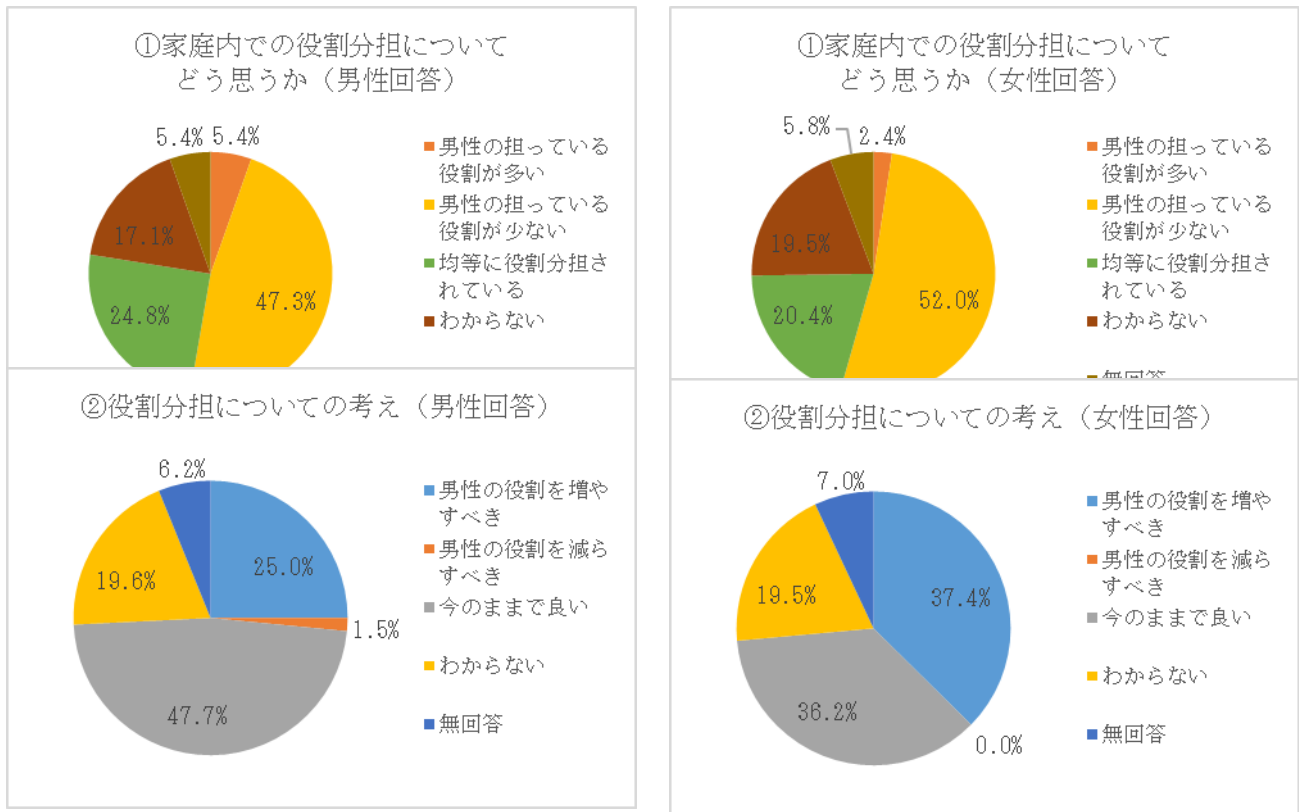
① 役割分担について

家事などの家庭生活での役割分担は、ほぼすべての項目で、女性が担っている役割が多い結果となっています。



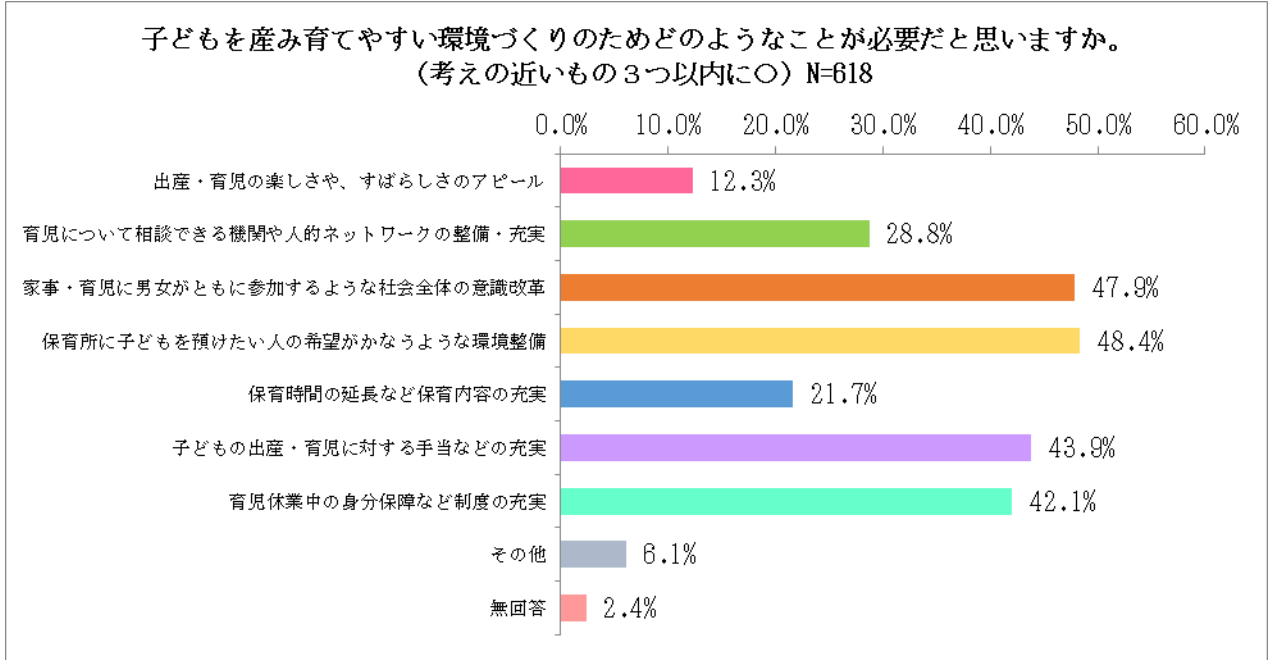
② 役割分担についてどう思うか

家庭内で男性が担う役割分担については、男女ともに「男性が担っている役割が少ない」と感じておりますが、「男性の役割を増やすべき」と回答する割合は男性より女性が多くなりました。



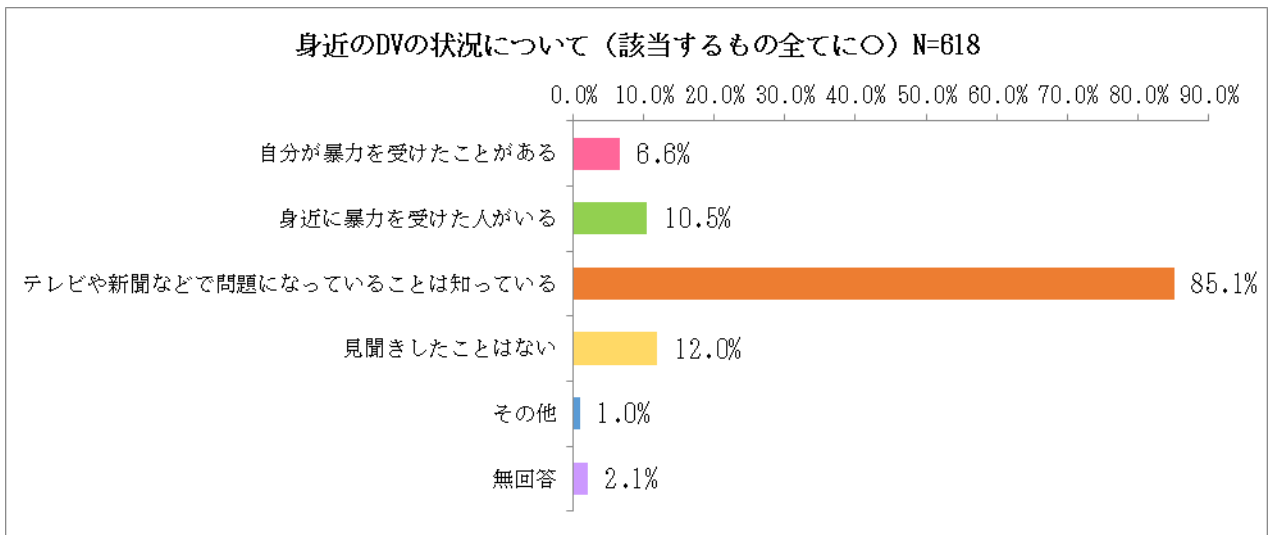
(4) 少子化・子育て環境について

「子どもを産み育てやすい環境づくりのために必要なことは」という質問では、「保育所の環境整備」・「出産・育児に対する手当の充実」・「育休中の身分保障など制度の充実」など環境整備や手当や制度の充実に関するものが多くの回答を集めました。また、「家事・育児に男女がともに参加するような社会全体の意識改革」という社会全体のあり方について改革していく必要があるという考えも多く回答を集めました。



(5) DV（ドメスティックバイオレンス）について

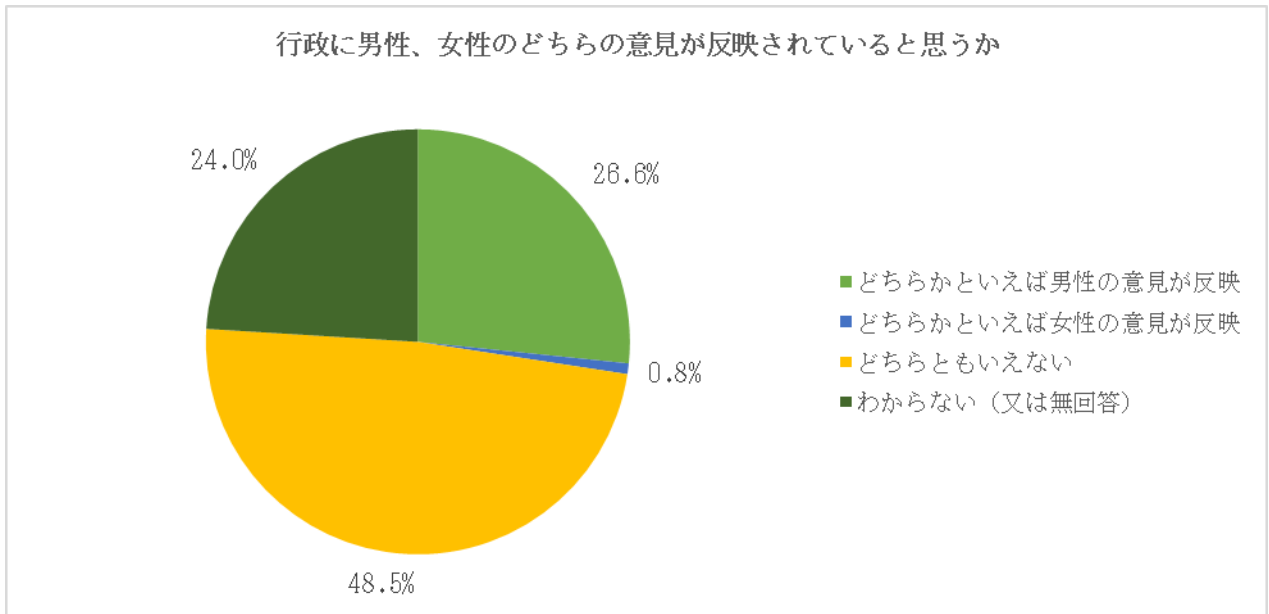
配偶者や恋人からの身体的・精神的な暴力（DV）の身近な状況について、「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」と回答した人の割合が最も多くなりましたが、「受けたことがある」と回答した人は一定数おり、本市でも被害を受けている人がいます。



(6) 市民参画について

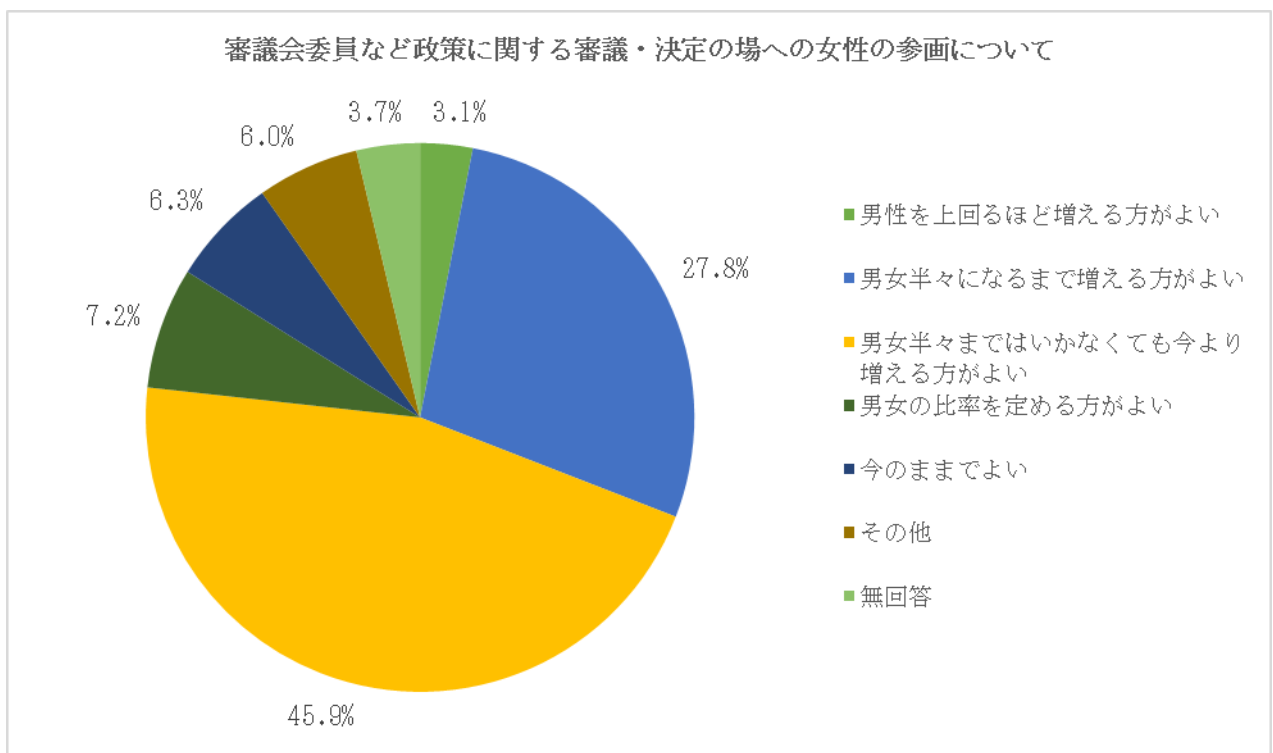
①行政への意見反映について

「どちらともいえない」と回答した人の割合が一番多くなりました。また、「男性の意見が反映」されているという意見の割合が前回までの調査から5ポイントほど減少しています。



②審議会委員など政策に関する審議・決定の場への女性の参画について

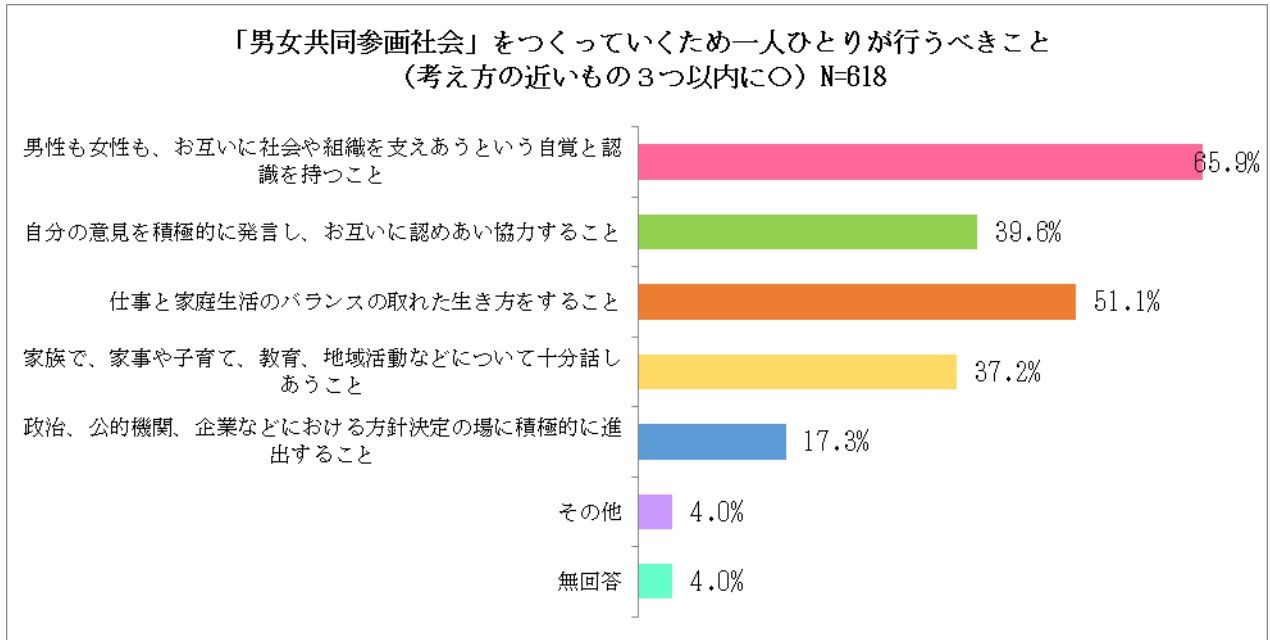
女性が参画する割合が低く課題となっていますが、このことについては、「男女半々までいかなくても今より増える方がよい」と回答した人が最も多く、次いで「男女半々になるまで増える方がよい」という回答でした。



(7) 男女共同参画社会の形成に向けて

①一人ひとりが行うべきこと

「男性も女性もお互いに社会や組織を支え合うという自覚と認識を持つこと」の回答が多く、「仕事と家庭生活のバランスの取れた生き方をすること」という男女共同参画に重要なワークライフバランスの考え方にも多く回答が集まりました。



②市が行うべきこと

「学習機会」や「保育」・「介護サービス」の充実を図るべきという考えに多く回答が集まりました。

